

なごや 市民活動通信



2022
3・4月号
No.98
無料

発行：名古屋市市民活動推進センター

INDEX

NPO法人の組織運営の手引 総会手続き編



センターニュース



「ぼらマッチ!なごや 2021」を開催しました!!

2021年12月4日 愛知大学 名古屋キャンパスにて、ボランティアを“したい人”と“必要としている団体”のマッチングイベント「ぼらマッチ!なごや2021」(主催：名古屋市・名古屋市社会福祉協議会)を開催しました!

ボランティア活動をしている方たちのお話を聞く「ぼらトーク」では、カレーハウスCoCo壱番屋創設者の宗次徳二さんの講演会と、ボランティア活動をしている皆さんのトークセッションを実施。経験者ならではのご苦労や心温まるエピソードに、会場の皆さんも聞き入っていました。また「団体・施設ブース」では、ボランティア募集している16の団体・施設の皆さんのブースを、ボランティアをしたい多くの皆さんが訪れ、あちこちでボランティアの輪が広がりました。

ぼらマッチ!なごやの様子



ぼらトーク!



団体・施設ブース



こちらの皆さんと企画運営を行いました!

●令和3年度 ボランティア活動の促進協議会議参加団体(50音順)

愛知学院大学 社会連携センター、愛知淑徳大学 コミュニティ・コラボレーションセンター、愛知大学 ボランティアセンター、株式会社デンソー、特定非営利活動法人名古屋NGOセンター、名古屋学院大学 社会連携センター、名古屋市子ども青少年局青少年家庭課、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会、名古屋市スポーツ市民局市民活動推進センター、名古屋市青少年交流プラザユーススクエア、名古屋市総務局総合調整室、特定非営利活動法人ボラみみより情報局、名城大学 ボランティア協議会



特集

NPO法人の組織運営の手引 総会手続き編

事業年度が3月31日までのNPO法人は間もなく決算となります。そこで今回は、下記のモデルケースについて、総会運営の手順を時系列でまとめました。

はじめての総会を迎える団体や、事務局スタッフが交代した団体などは、ぜひ参考にしてみてください！

総会の運営にあたり、まずは自分たちの法人の定款を確認してね。確認のポイントは以下の3つだよ。

- ①役員（理事・監事）を選任するのは総会か理事会か
 - ②役員の任期と改選時期、任期の伸長規定の有無
 - ③理事会と総会で議決すべき事項の違い
- ①～③の違いによって、総会運営の手順は異なるよ！



★総会運営手順のモデルケース

[以下の要件を満たす法人の場合] ※法人によって異なりますのでご注意ください

- 事業年度が4月1日から3月31日まで
- 役員は総会で選任する
- 役員の任期について、伸長規定がある
- 事業報告や決算などについては総会で議決する

3月	理事会	役員の就任・退任に関することや、事業のふりかえり、新年度の方針や事業計画について話し合います。定款変更の必要性を判断します。開催後は議事録を作成します。
4月 下旬	決算・監査	総会にはかる資料（前年度の事業報告書及び決算書類（財務諸表）など）を作成し、監事の監査を受けます。
	理事会	総会にはかる資料について議決します。そのほか、総会当日の運営に必要な事項について確認をします。開催後は議事録を作成します。
	総会資料発送	正会員に資料を発送するとともに、出欠の確認をとります。欠席の場合は委任状または書面表決書の提出を求めます。
	委任状回収	総会の開催に必要な人数を確保するため、欠席の場合は委任状または書面表決書の提出を促します。
	社員総会 （新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う総会の開催方法については次ページの★マークを参照）	事業報告や役員変更など議決事項について議決をします。定款変更は必ず総会で議決すべき事項となっています。総会終了後は速やかに議事録を作成し、議事録署名人に署名を依頼します。役員変更があり、代表権のある理事を互選する必要がある場合は、別途、新任理事による理事会を開催します。
5月 下旬	貸借対照表の公告	定款で定めた方法（①官報 ②新聞等 ③電子公告等 ④主たる事務所の公衆の見やすい場所 のいずれか）に基づき、貸借対照表を公告します。 ※①以外の方法での公告を希望する場合、定款変更が必要です。定款変更がお済みでない法人は、上記社員総会の議決事項に定款変更（公告の方法）を追加しましょう。
6月	所轄庁/法務局へ各種届出	事業年度終了から3ヶ月以内に所轄庁へ事業報告書等を提出します。ほかに、総会において変更のあった事項について、必要に応じて所轄庁へ届出あるいは申請すると共に、変更のあった登記事項については定められた期限内に法務局へ登記します。
	事業報告書の備え付け	主たる事務所および従たる事務所に事業報告書を備え付けます。事業報告書等は5年間備え置きます。

※この手引は、平成29年度名古屋市NPOアドバイザーのみなさん、NPO法人ボラみみより情報局、NPO法人ボランティアネイバーズに監修していただいたものを、名古屋市民活動推進センターが改訂したものです。（初出：『なごや市民活動通信』2018年3月号）

★新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う総会の開催方法について

社員総会は、NPO法によって1年に1回、必ず開催することが定められています。社員全員が集まらなくても開催する方法はありますので、下記のように自分たちの法人に合った方法を検討してみてください。

開催の形態	表決の方法	注意事項
(1)会場に集合して行う総会	①出席して表決 ②代理人が表決(委任) ③書面又は電磁的方法による表決	総会運営に最低限必要な人だけが集まり表決(①)し、その他の正会員は集まらずに表決(②③)する。 ※議事録作成に必要な議長と議事録署名人数が委任状を確認。
(2)オンライン上で の総会	IT・ネットワーク技術を活用して画面越し等で表決	情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が確保されれば、通常総会と同等条件を満たしていると解され、定款に特別の定めがなくても開催は可能。ただし、適切な法人運営の観点から速やかに定款変更を行い定款に明記する。
(3)みなし総会 (総会の決議の省略)	会員全員の書面又は電磁的記録による表決	実際に総会を開催せずに議決を行う。正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合、議決できる。ただし、1人でも反対があった場合は、議決することができないので注意。定款に、みなし総会開催の記載が必要。

NPO法人向け 伝言板

◇ 市税の減免に関する申請をお忘れなく ◇

地方税法においては、収益事業を営まないNPO法人であっても、法人市民税の均等割が課税されます。名古屋市では、市税減免条例の規定により、収益事業を営まないNPO法人については、均等割申告書の申告納付期限までに均等割申告書と減免申請書を提出していただいた場合に限り、均等割額の全額を減免します。**2022年の提出期限は、【5月2日】です。書類の提出は毎年必要です。**

また、令和4年1月より、法人市民税の申告書等の提出先が、**市内の主たる事務所が所在する区に関わらず、「栄市税事務所市民税課法人市民税係」**になりました。

期限までに提出されない場合には、減免が適用されず、均等割が課税されますのでご注意ください。

お問い合わせは栄市税事務所をお願いいたします。

栄市税事務所市民税課法人市民税係

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 NHK名古屋放送センタービル8階 TEL:052-959-3305

◇ 登記事項に変更があった場合は、変更の登記をお忘れなく ◇

NPO法人は、登記事項に変更があった場合、組合等登記令に基づき変更の登記を行う必要があります。登記を怠ると、理事、清算人は20万円以下の過料に処される場合があります。なお、「資産の総額」については、平成30年10月1日以降、「資産の総額」の登記が不要となる代わりに、貸借対照表の公告が必要となりましたのでご注意ください。

登記事項	期限
法人の名称・事務所所在地・目的・事業内容等 代表権のある役員の氏名・住所等	・主たる事務所の所在地は2週間以内 ・従たる事務所の所在地は3週間以内 ※その他の項目については、内容により期限が異なるため、法務局へ確認してください。

●登記に関する問い合わせ及び書類の提出先(※名古屋市内のNPO法人の場合)

名古屋法務局(本局) 住所:名古屋市中区三の丸2-2-1(名古屋合同庁舎第1号館) TEL:052-952-8111 (音声ガイダンスにつながります)



11・12月の設立認証NPO法人



名称	所在区	主な活動分野
東海骨軟部腫瘍研究会	名古屋市	保健・医療・福祉
Cross-border Bridge	西区	国際協力
ミントの会	緑区	保健・医療・福祉
ジャイアン	中村区	保健・医療・福祉



12月末現在の所管法人数



認証法人数: 867法人

認定法人数: 26法人

特例認定法人数: 2法人

センター主催事業の実施報告

①なごやNPO応援事業 関連イベント実施報告

楽しみながら「ボランティア」や「NPO」について知り、チャリティや交流を通してNPOを応援する「なごやNPO応援事業」を実施しました！関連チャリティイベントへのご参加、ご投票ありがとうございました。

●リレーマラソン(11月27日開催)

当日は72名の方が参加され、快晴のマラソン日和でした！マラソンとクイズラリーでの交流ともに盛り上がりました。

●ファミリー・クラウンサーカス(12月26日開催)

200名以上の方が来場され、楽しいクラウンたちのパフォーマンス(写真右)に笑い声が溢れました！ブースでのNPOクイズラリーも盛り上がり、7団体のブースを全て巡った方も沢山いらっしゃいました！！



②セミナー「SDGsでつなぐ NPOと企業のゴール」実施報告(12月8日開催)

市民活動団体、企業等24団体の25名に参加いただきました。

中島康滋さん(サステナブル・ストーリー株式会社)の講演では、社会課題の専門家であるNPOとビジネスの専門家である企業が手をとりあえばSDGsの達成に近づくこと、そのために必要な協働のステップについてお話いただきました。第2部では実際の協働事例として、企業やNPOの担当者より、建設業×生活困窮者支援、NPO×製造業の環境教育などの事例を紹介していただきました。参加者同士のオンライン交流もあり、それぞれの主体がSDGsに本質的に取り組むこと、協働だからこそ単体では見えていない景色に気づき、新しい未来づくりができる、という協働へのヒントを受け取りました。

センター主催講座・イベントのご案内



3/10[木](一受付中) 14:00～16:00

4/20[水](一4/11 受付開始) 14:00～16:00

NPO講座～NPO法人設立のしかた編～

NPO法人を設立するために必要な事前準備
や手続きなどについて学びます。

■定 員: 3/10 20名、4/20 30名

■参加費: 500円 ■講 師: 市民活動推進センター職員

■NPOアドバイザーによるNPOのための専門講座のご案内 【参加費: 1,000円、要予約】

内 容	日 程	担当アドバイザー
NPO法人の運営はじめて講座 ～年度の終わりと新年度を迎えるにあたって～	3/8[火]10:00～12:00	中尾 さゆり(税理士)

■NPOアドバイザーによるNPOのための個別相談のご案内 【参加費: 無料、要電話予約】

内 容	日 程	担当アドバイザー
会計・税務	3/8[火]14:00～, 15:30～	中尾 さゆり(税理士)
会計・税務	3/17[木]10:00～, 11:30～, 14:00～, 15:30～	足立 勝彦(税理士)
設立・運営	3/23[水], 3/24[木]16:00～	織田 元樹(NPO法人ボラみみより情報局代表)

講座受講のお申込みは、窓口・電話・FAX・電子メールにて受付けます。電子メール・FAXでお申込みの際は、講座名・氏名・電話番号・所属団体・参加動機をご記入ください。名古屋市内で活動しているまたは活動する意思のある個人・団体を対象とします。詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

【問合せ・申込先】

名古屋市市民活動推進センター

電話: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073

電子メール: npo@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

URL: <https://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>



スタッフの つぶやき

スタッフ: 蔵富

皆さんこんにちは。春ですね。今年の桜はどうでしょうか。日本の桜の80%はソメイヨシノであり、オオシマザクラとエドヒガンの栽培品種だそうです。それぞれの長所が生かされているんですね。NPO法人も多くのの方の努力の結晶の上に成り立っているものと思います。新年度は新鮮な気持ちでスタートです。私は団子を持って山崎川に花見に行こうと思っています。

イラスト協力: 加藤舞美

